（証券コード4283）
平成27年6月4日

株　主　各　位

大阪市北区茶屋町19番19号
パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社
取締役社長　前　川　一　博

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の方法により、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 6F瑞鳥
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第17期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　当社とパナソニック株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案　取締役7名選任の件

4. インターネットによる開示のご案内

以下の事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(http://is-c.panasonic.co.jp/)において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
・株主総会参考書類の第1号議案の「パナソニックの定款の定め」および「パナソニックの最終事業年度に係る計算書類等の内容」

5. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、別添（41頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以　上

（注）１．本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

２．株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(http://is-c.panasonic.co.jp/)において、掲載することによりお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

［平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで］

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や外需の伸び悩みなどによる不透明な状況が続いた一方、企業収益・雇用改善が進んだことにより、緩やかな回復基調のもとで推移いたしました。

情報サービス業界は、大企業を中心に設備投資意欲が高まったもののIT投資に大きな変化は見られなかったことから、横ばい成長が続きました。

このような事業環境のなかで当社グループは、平成25年度を初年度とする中期経営計画の2年目となる当期において「一般市場でのビジネス強化」「パナソニックグループとのパートナーシップ強化」「経営体質の強化」の3テーマに取り組んでまいりました。

①当社グループの経営成績

区　　分	当連結会計年度	前連結会計年度	比較増減
売　　上　　高(百万円)	38,646	36,333	6.4%
営　業　利　益(百万円)	4,394	4,464	△1.6%
経　常　利　益(百万円)	4,436	4,498	△1.4%
当　期　純　利　益(百万円)	2,787	2,685	3.8%
1株当たり当期純利益(円)	261.60	252.01	9.59円

(注)　1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

当連結会計年度におきましては、中期経営計画達成に向け、一般市場のお客さまへの拡販と、パナソニックグループにおけるパートナーシップ構築・強化に取り組みました。また、コスト抑制や業務効率化など、経営体質の改善についても継続的に推進いたしました。

その結果、売上高は、一般市場でのクラウドサービス売上拡大や、パナソニックグループにおける新規システムの運用開始、システム構築案件の進捗などにより増収となりました。利益につきましては、第1四半期の減販損を第2四半期以降の増販益と合理化・効率化等によるコスト削減等で挽回し、営業利益・経常利益は前期を下回ったものの、当期純利益につきましては前期を上回りました。

（取り扱い品目別の状況）

	当連結会計年度		前連結会計年度		売上高比較増減（%）	売上高総利益率ポイント差異
	売上高（百万円）	売上高総利益率（%）	売上高（百万円）	売上高総利益率（%）		
a. システムサービス	22,726	22.0	22,250	22.1	2.1	△0.1
b. システムソリューション	15,920	16.9	14,082	17.7	13.0	△0.8
合　　計	38,646	19.9	36,333	20.4	6.4	△0.5

a.　システムサービス

売上高は227億2千6百万円（前期比2.1%増）、売上高総利益率は22.0%（前期は22.1%）となりました。

既存顧客に対するサービス提供価格の下落はあったものの、一般市場におけるクラウドサービスの売上増加、パナソニックグループの新規システム運用開始などにより、売上高は前期を上回りました。

売上高総利益率につきましては、新規運用案件が増加したことに伴う初期費用増加などの影響により前期を下回りました。

b.　システムソリューション

売上高は159億2千万円（前期比13.0%増）、売上高総利益率は16.9%（前期は17.7%）となりました。

当連結会計年度は、一般市場における主なシステム構築案件として、大型スタジアム向けPOSシステム、駅・官公庁向け映像監視システムなどに取り組みました。また、パナソニックグループにおける新規システムの開発プロジェクトなどにも参画いたしました。その結果、売上高につきましては前期を上回りましたが、売上高総利益率につきましては前期を下回りました。

② 受注残高

当連結会計年度における受注残高の状況は、次のとおりであります。

	当連結会計年度末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	比較増減 (%)
システムサービス	710	708	0.3
システムソリューション	3,445	2,413	42.8
合計	4,156	3,122	33.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績を相手先別に示すと、次のとおりであります。

	当連結会計年度		前連結会計年度		売上高 比較増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
パナソニックグループ	29,490	76.3	28,518	78.5	3.4
一般市場	9,156	23.7	7,815	21.5	17.1
合計	38,646	100.0	36,333	100.0	6.4

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

④ 研究開発の状況

当社グループの研究開発活動は、当社R&Dセンターを中心に行っております。

当連結会計年度における研究開発費は1億8百万円であり、新技術や市販ライセンスの機能検証などを行っております。

⑤ 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資金額は、20億7千2百万円となりました。

主な投資としては、大容量サーバなど各種ハードウェア取得やパナソニックグループ向け各種ソリューションシステムの開発などがあります。

⑥ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金、その他所要資金は手元資金によって充当いたしました。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

当社グループは、お客さまに価値をお届けし続ける「IT“サービス”企業」をめざし、ITソリューションを提供しております。

平成25年度に策定した3ヵ年の中期経営計画では、「ITの“サービス”化（as a Service）によるお客さま満足」と「“真のビジネスパートナー”への進化」を目標に掲げました。また、その実現に向けては“深く拡げる”をキーワードとし、重点顧客の深耕、ソリューションの水平展開などを図ってまいりました。

最終年度となる平成27年度におきましても、本中期経営計画の達成に向けて重点的に取り組んできた3つのテーマ、すなわち「一般市場でのビジネス強化」「パナソニックグループとのパートナーシップ強化」「経営体質の強化」を継続し、当社グループの新たなステージでの飛躍・成長につなげてまいります。

(3) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成24年3月期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成25年3月期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成26年3月期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成27年3月期 (当連結会計年度) 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高(百万円)	36,373	35,178	36,333	38,646
営業利益(百万円)	4,254	4,424	4,464	4,394
経常利益(百万円)	4,293	4,411	4,498	4,436
当期純利益(百万円)	2,227	2,701	2,685	2,787
１株当たり当期純利益(円)	209.02	253.56	252.01	261.60
総資産(百万円)	29,011	31,355	33,282	36,964
純資産(百万円)	22,858	24,838	25,884	28,196
１株当たり純資産(円)	2,145.22	2,330.98	2,429.21	2,646.15
株主資本当期純利益率(ROE)(%)	10.1	11.3	10.6	10.3
フリーキャッシュ・フロー(百万円)	10,742	△7,628	△346	△1,996

(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、１株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本当期純利益率（ROE）は、期首期末平均純資産に基づき算出しております。
3. フリーキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計して算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

(平成27年3月31日現在)

会　　社　　名	資本金 (百万円)	当社に対する 議決権比率 〔内、間接所有〕 (%)	関　係　内　容
パナソニック株式会社	258,740	64.04 〔0.33〕	当社は同社へ、情報システムサービス等を提供しております。

② 子会社の状況

(平成27年3月31日現在)

会　　社　　名	資本金 (百万円)	当　社　の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
パナソニック ネットソリューションズ株式会社	70	100.00	グループウエアの開発等
ヴイ・インターネットオペレーションズ株式会社	60	100.00	セキュリティシステムの開発等
松下信息系統（上海）有限公司	3,476千 人民元	100.00	システムの開発等

③ 重要な企業結合等の状況等

当社は、平成27年2月15日付で、三洋ITソリューションズ株式会社より、同社子会社である三洋信息系統（上海）有限公司の全持分を譲り受け、連結子会社といたしました。また、これにあわせて商号を「松下信息系統（上海）有限公司」に変更いたしました。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社3社で構成され、情報サービス事業を行っております。

その内容は、システム運用サービス・システム保守サービスなどのシステムサービス、システム開発・システムソリューションの提供・自社ソフトウエアの販売、システム機器販売・通信機器販売・他社ソフトウエア販売などのシステムソリューションからなります。事業活動に係る連結子会社の位置づけは以下のとおりであります。

パナソニック ネットソリューションズ株式会社はグループウエアの開発など、ヴイ・インターネットオペレーションズ株式会社はセキュリティシステムの開発などの事業を行っております。また、松下信息系統（上海）有限公司は当社からシステムの開発などを受託しております。

(6) 主要な拠点等

（平成27年3月31日現在）

名称	所在地
本社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
大阪IDC	大阪府門真市
東日本営業所（東京オフィス）	東京都港区
中部営業所	名古屋市中村区
西日本営業所（梅田オフィス）	大阪市北区
九州営業所	福岡市中央区
郡山事業所	福島県郡山市
新潟事業所	新潟県燕市
瀬戸事業所	愛知県尾張旭市
津事業所	三重県津市
四日市事業所	三重県四日市市
湖東事業所	滋賀県東近江市
千里事業所	大阪府豊中市

(7) 従業員の状況

（平成27年3月31日現在）

従業員数（前期末比増減）
787名（ 100名増 ）

（注） 前期末から大きく増加した主な理由は、出資持分の取得により松下信息系統（上海）有限公司を新たに連結子会社としたことによるものであります。

2.　会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　　40,000,000株

② 発行済株式の総数　　10,656,000株（自己株式372株を含む。）

③ 株主数　　3,373名

④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
パナソニック株式会社	6,787	63.69
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	606	5.69
パナソニックIS自社株投資会	261	2.45
MSIP CLIENT SECURITIES	106	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	99	0.92
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	95	0.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	75	0.70
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT	72	0.68
大和証券株式会社	70	0.65
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	62	0.58

（注）持株比率は自己株式（372株）を控除して計算しております。

⑤ 株式分布状況

区分	株主数(名)	所有株式数(株)	比率(%)	前期末比率(%)
金融機関	21	458,500	4.30	3.94
証券会社	23	132,446	1.25	0.56
その他の法人	43	7,086,200	66.50	66.62
外国法人等	86	1,266,140	11.88	10.66
個人・その他	3,200	1,712,714	16.07	18.22
合計	3,373	10,656,000	100.00	100.00

(2) 新株予約権等に関する事項(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

(地位、担当等は平成27年3月31日現在)

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	前川　一博	
代表取締役 取締役副社長	岡島　万樹	経営企画担当
専務取締役	久野　晃	開発・海外事業推進・品質担当、ESサポート本部長
常務取締役	黒野　尚	東京支社・CIO・人事・エンジニアリング担当
取締役	吉川　達夫	経理・法務・総務・CSRM・内部統制・倫理担当、経理部長
取締役	大西　元	ソリューションビジネス本部長
取締役	前田　孝	サービスビジネス本部長
取締役	中川　隆広	パナソニック株式会社 情報企画グループ グループマネージャー
取締役	古田　英範	富士通株式会社　執行役員常務
常勤監査役	中林　裕二	
監査役	岩橋　誠	JFEシステムズ株式会社 顧問
監査役	古澤　英治	パナソニック株式会社エコソリューションズ社 SCMセンターIS企画グループ グループマネージャー

(注) 1. 取締役 中川隆広および取締役 古田英範は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 岩橋誠および監査役 古澤英治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役 岩橋誠は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。

4. 監査役 古澤英治は、パナソニック株式会社における経理部門の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 平成26年6月18日開催の第16回定時株主総会において、大西元および前田孝は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

6. 平成26年6月18日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、髙崎修一は任期満了により取締役を退任いたしました。

②　当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

区　分	役員報酬		役員賞与		計	
	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外）	10 (2)	80 (10)	7 (-)	23 (-)	10 (2)	103 (10)
監査役（うち社外）	3 (2)	26 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)	26 (10)
計	13 (4)	106 (20)	7 (-)	23 (-)	13 (4)	129 (20)

（注）1.　平成19年6月14日開催の第9回定時株主総会において、取締役報酬は年額150百万円以内、監査役報酬は年額50百万円以内と決議されております。

2.　取締役および監査役の役員報酬の支給人員および支給額は、平成26年6月18日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名とその退任時までの報酬を含めて記載しております。

3.　役員賞与は第17回定時株主総会終結後の支給予定の見込み額であります。

4.　使用人兼務取締役の使用人給与額等（賞与を含む）は44百万円であり、上記の金額には含まれておりません。

③　当事業年度に係る各役員の報酬等の額の決定に関する方針について

a. 取締役の報酬等について

取締役の報酬等の構成は、基本報酬および賞与の2種類としております。

基本報酬については、各取締役が担当する役割の大きさに基づき、その基本となる額を設定していますが、貢献度や戦略企画推進力、コンプライアンス遵守状況などにより一定の範囲内で変動するものとしております。

賞与については、各取締役の目標達成度や戦略企画推進力などに応じて個別の配分額を決定しております。

b. 監査役の報酬等について

監査役の報酬等の構成は、基本報酬のみとしております。

基本報酬については、各監査役の報酬等の額の公正を図り、もってその監査機能を有効に機能させるため、監査役の協議により決定しております。

④　社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

・社外取締役 中川隆広および社外監査役 古澤英治の兼職先であるパナソニック株式会社は、当社の親会社であり、当社は、同社から情報システムサービス業務を受託しております。
・当社は、社外取締役 古田英範の兼職先である富士通株式会社に対し、情報システムの開発・保守・運用業務を委託しております。

b. 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主な活動状況
中　川　隆　広	社　外　取　締　役	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、パナソニック株式会社の情報システム部門における長年の経験に基づき、審議に必要な発言を行っております。
古　田　英　範	社　外　取　締　役	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、情報サービス業界における長年の経験および役員としての経験に基づき、審議に必要な発言を行っております。
岩　橋　　　誠	社　外　監　査　役	当事業年度開催の取締役会16回すべてに、また、監査役会15回すべてに出席し、JFEシステムズ株式会社における長年の代表者としての豊富なキャリアと高い見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
古　澤　英　治	社　外　監　査　役	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会15回すべてに出席し、パナソニック株式会社の経理部門における豊富なキャリアと高い見識に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である中川隆広および古田英範ならびに社外監査役である岩橋誠および古澤英治との間では、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	35百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 松下信息系統（上海）有限公司は、有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合または当社に監査契約を継続しがたい合理的な事由が生じた場合には、取締役は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。また、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、安定的かつ業績に応じて、積極的に剰余金の配当を実施する方針としております。

剰余金の配当につきましては、3月31日、9月30日、その他取締役会が定める日を基準日として実施する旨、剰余金の配当の決定機関については取締役会とする旨を定款で定めております。利益配分につきましては、当面年間１株当たり55円配当を安定的に実施するとともに、資金状況、財政状況および配当性向等を総合的に勘案し、可能な限り連結業績に応じて実施することを基本としております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度 (平成27年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成26年3月31日)	科目	当連結会計年度 (平成27年3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	190	86	支払手形及び買掛金	3,182	2,167
受取手形及び売掛金	8,738	6,648	未払法人税等	822	1,022
工事未収入金	1,606	1,150	未払金	2,280	1,764
棚卸資産	466	259	未払費用	208	334
繰延税金資産	458	508	未払消費税等	366	12
預け金	18,474	18,179	預り金	21	15
その他	1,073	980	賞与引当金	786	763
			役員賞与引当金	14	18
流動資産合計	31,009	27,812	その他	246	307
固定資産			流動負債合計	7,929	6,406
有形固定資産			固定負債		
建物	568	611	退職給付に係る負債	682	923
工具、器具及び備品	1,891	1,997	長期預り金	31	33
リース資産	69	179	リース債務	124	34
建設仮勘定	506	199			
有形固定資産合計	3,036	2,987	固定負債合計	838	991
無形固定資産			負債合計	8,768	7,398
ソフトウエア	760	328	純資産の部		
リース資産	106	−	株主資本		
その他	135	290	資本金	1,040	1,040
無形固定資産合計	1,002	618	資本剰余金	870	870
投資その他の資産			利益剰余金	26,988	24,893
投資有価証券	327	271	自己株式	△0	△0
繰延税金資産	464	595	株主資本合計	28,897	26,803
その他	1,124	997	その他の包括利益累計額		
貸倒引当金	△0	△0	その他有価証券評価差額金	95	54
			退職給付に係る調整累計額	△797	△973
投資その他の資産合計	1,916	1,864	その他の包括利益累計額合計	△701	△918
固定資産合計	5,955	5,469	純資産合計	28,196	25,884
資産合計	36,964	33,282	負債純資産合計	36,964	33,282

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	当連結会計年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	（ご参考） 前連結会計年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
売上高	38,646	36,333
システムサービス売上高	22,726	22,250
システムソリューション売上高	15,920	14,082
売上原価	30,966	28,939
システムサービス売上原価	17,733	17,344
システムソリューション売上原価	13,233	11,595
売上総利益	7,680	7,393
販売費及び一般管理費	3,285	2,929
営業利益	4,394	4,464
営業外収益		
受取利息	42	36
受取配当金	6	5
投資有価証券売却益	－	15
その他	7	1
営業外収益合計	55	58
営業外費用		
支払利息	5	8
固定資産廃却損	0	3
為替差損	8	9
その他	0	3
営業外費用合計	13	25
経常利益	4,436	4,498
特別利益		
負ののれん発生益	28	－
特別利益合計	28	－
税金等調整前当期純利益	4,465	4,498
法人税、住民税及び事業税	1,668	1,856
法人税等調整額	8	△43
法人税等合計	1,677	1,813
少数株主損益調整前当期純利益	2,787	2,685
当期純利益	2,787	2,685

連結株主資本等変動計算書

［平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで］

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	1,040	870	24,893	△0	26,803
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△692		△692
当期純利益			2,787		2,787
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,094	－	2,094
平成27年3月31日残高	1,040	870	26,988	△0	28,897

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年4月1日残高	54	△973	△918	25,884
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△692
当期純利益				2,787
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	40	176	216	216
連結会計年度中の変動額合計	40	176	216	2,311
平成27年3月31日残高	95	△797	△701	28,196

貸　借　対　照　表

（単位：百万円）

科目	当事業年度 (平成27年3月31日)	（ご参考）前事業年度 (平成26年3月31日)	科目	当事業年度 (平成27年3月31日)	（ご参考）前事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	59	57	買掛金	3,028	2,046
売掛金	8,359	6,338	未払金	2,209	1,743
工事未収入金	1,551	1,106	未払消費税等	339	－
商品及び製品	324	167	未払費用	188	323
仕掛品	111	87	未払法人税等	786	996
貯蔵品	10	0	前受金	128	87
前渡金	19	36	預り金	18	13
前払費用	974	819	賞与引当金	710	710
繰延税金資産	444	483	役員賞与引当金	13	10
未収入金	53	94	その他	52	171
預け金	18,060	17,949	流動負債合計	7,476	6,103
関係会社短期貸付金	－	110	固定負債		
その他	24	29	長期預り金	31	33
			リース債務	124	34
			固定負債合計	155	68
流動資産合計	29,993	27,281	負債合計	7,632	6,171
固定資産			純資産の部		
有形固定資産			株主資本		
建物	561	611	資本金	1,040	1,040
工具、器具及び備品	1,825	1,944	資本剰余金		
リース資産	69	179	資本準備金	870	870
建設仮勘定	504	199	資本剰余金合計	870	870
有形固定資産合計	2,960	2,934	利益剰余金		
無形固定資産			利益準備金	10	10
ソフトウエア	693	241	その他利益剰余金		
ソフトウエア仮勘定	122	261	繰越利益剰余金	26,636	24,653
リース資産	106	－	利益剰余金合計	26,647	24,663
その他	0	－	自己株式	△0	△0
無形固定資産合計	923	503	株主資本合計	28,557	26,573
投資その他の資産			評価・換算差額等		
投資有価証券	327	271	その他有価証券評価差額金	95	54
関係会社株式	203	203	評価・換算差額等合計	95	54
関係会社出資金	239	－			
長期受取債権	0	0			
長期前払費用	788	688			
前払年金費用	510	598			
繰延税金資産	74	56			
その他	263	263			
貸倒引当金	△0	△0			
投資その他の資産合計	2,407	2,081			
固定資産合計	6,291	5,519	純資産合計	28,652	26,628
資産合計	36,285	32,800	負債純資産合計	36,285	32,800

損　益　計　算　書

（単位：百万円）

科目	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	（ご参考） 前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
売上高	37,173	35,041
システムサービス売上高	22,457	21,981
システムソリューション売上高	14,715	13,059
売上原価	30,194	28,214
システムサービス売上原価	17,695	17,310
システムソリューション売上原価	12,499	10,904
売上総利益	6,978	6,826
販売費及び一般管理費	2,722	2,458
営業利益	4,256	4,367
営業外収益		
受取利息	41	37
受取配当金	6	5
投資有価証券売却益	−	15
その他	7	1
営業外収益合計	55	59
営業外費用		
支払利息	5	8
固定資産廃却損	0	3
為替差損	8	9
その他	0	3
営業外費用合計	13	25
経常利益	4,298	4,402
税引前当期純利益	4,298	4,402
法人税、住民税及び事業税	1,617	1,823
法人税等調整額	5	△54
法人税等合計	1,622	1,768
当期純利益	2,675	2,633

株主資本等変動計算書

［平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで］

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
平成26年4月1日残高	1,040	870	870	10	24,653	24,663	△0	26,573
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△692	△692		△692
当期純利益					2,675	2,675		2,675
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	−	−	−	−	1,983	1,983	−	1,983
平成27年3月31日残高	1,040	870	870	10	26,636	26,647	△0	28,557

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	54	54	26,628
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△692
当期純利益			2,675
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	40	40	40
事業年度中の変動額合計	40	40	2,023
平成27年3月31日残高	95	95	28,652

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佃　弘　一　郎　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　免　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佃　弘　一　郎　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人および親会社の監査役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査室その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室その他使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、その本社および事業所を訪問し、質問等を行いました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤　会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

平成27年5月7日

パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社 監査役会

常勤監査役　中林裕二 ㊞

社外監査役　岩橋　誠 ㊞

社外監査役　古澤英治 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　当社とパナソニック株式会社との株式交換契約承認の件

当社およびパナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます。）は、平成27年2月3日開催のそれぞれの取締役会において、パナソニックを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成27年8月1日を予定しております。また、パナソニックについては、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定であります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である平成27年8月1日をもって、当社はパナソニックの完全子会社となり、これに先立ち、平成27年7月29日に当社株式は上場廃止（最終売買日は平成27年7月28日）となる予定であります。

また、当社およびパナソニックは、本株式交換の効力発生により、当社がパナソニックの完全子会社となることを前提に、平成27年10月を目途に、パナソニックの社内分社であり、パナソニックグループのIT機能として重要な役割を担うコーポレート情報システム社の事業を、事業譲渡により当社に承継させること（以下「本事業譲渡」といいます。）について、協議を開始しております。

本株式交換を行う理由および本株式交換契約の内容の概要などその他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1.　本株式交換を行う理由

パナソニックは、大正7年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」、という経営理念を全ての活動の指針として、幅広くエレクトロニクス事業に取り組んでまいりました。

一方、当社は、平成11年に、情報処理に係るシステムインテグレーションおよび運用・管理を行うことを目的として、松下電工株式会社（以下「松下電工」といいます。）の情報システム部門を母体に、同社の全額出資により設立されました。その後、平成13年7月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成15年12月に東京証券取引所市場第二部に上場、平成16年11月には東京証券取引所市場第一部に銘柄指定を受けました。平成16年4月には、親会社の松下電工が松下電器産業株式会社（現、パナソニック）の子会社となったことに伴い、パナソニックの子会社となり、現在に至っております。

当社は、松下電工時代から50年以上にわたって、生産管理システムや受発注オンラインシステム等のIT環境をグループ内に提供してまいりました。また、グループ内の多様なニーズへの対応の中で培われた開発・運用力や、分社独立以来の15年強にわたって磨いた合理化・効率化のノウハウ等を強みに、グループ外のお客さまに対しても情報システムの企画・設計

から開発・運用・保守までのトータルソリューションを提供する高収益体質の企業へと進化してきております。

平成25年に策定した中期経営計画（2013-2015）においては、グループ外への展開強化を牽引する重点事業として、「ICT基盤サービス」、「統合基幹業務SI」、「『新』の創出」に加え「パナソニックグループとの連携」を掲げ、グループの製品・サービスとITサービスを組み合わせたソリューションの創出を図るとともに、グループ各社とのパートナーシップも強化してまいりました。

これらの取り組みをはじめ、当社とパナソニックはグループ企業として経営戦略を共有し、様々な施策を行ってまいりましたが、他方、今後激化する市場競争に対応するためには、意思決定の迅速化や、機動的な組織再編、経営資源の再配分が必要であり、グループとしてITをより有効かつ効率的に活用していくことが重要になるとの共通の認識を有しておりました。また、当社はこれまで、エネルギーマネジメント支援ソリューションや集客施設向けソリューション等、グループ内の経営資源を活用した付加価値の高いIoT（Internet of Things）ソリューションを創出・提供してまいりましたが、将来にわたって新しいITの価値を創出し続け、IT事業会社としての存在感や業界における競争優位性を高めていくためには、さらなる経営資源の確保が急務であると認識しておりました。

こうした中、両社は、パナソニックからの提案を契機として平成26年11月上旬から、両社の企業価値をさらに拡大させるための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社が、本株式交換および本事業譲渡等を通じて、より能動的にパナソニックの経営資源を活用していくことが当社の今後の成長・発展の原資となり、当社のみならずグループ全体の企業価値拡大のためにも非常に有益であるとの認識で一致しました。そして、これらの施策の実現に向け、当社がより迅速かつ機動的な経営判断を行うためにも、本株式交換による完全子会社化が必要不可欠であるとの判断に至りました。

当社は、本株式交換および本事業譲渡という、今回の一連の施策を通じて、パナソニックグループとしての最適なIT戦略を機動的かつ効率的に実行できる体制を構築するとともに、各ステークホルダーに提供する付加価値の向上を目指して、パナソニックグループ一丸となって邁進してまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社およびパナソニックが平成27年2月3日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）とパナソニック インフォメーションシステムズ株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社

住所：大阪府大阪市北区茶屋町19番19号

第 3 条 （株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に2.5を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.5株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第 4 条 （株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額　　　　金0円

増加する資本準備金の額　　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

増加する利益準備金の額　　金0円

第 5 条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年8月1日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条　（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第 7 条　（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

第 8 条　（剰余金の配当の限度額等）

1. 乙は、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり32.5円、総額346,320,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第 9 条　（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第10条　（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第4項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会における承認又は本株式交換に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条　（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月3日

甲　　大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社
取締役社長　津賀一宏　㊞

乙　　大阪府大阪市北区茶屋町19番19号
パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社
取締役社長　前川一博　㊞

3.　交換対価の相当性に関する事項

(1)　交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

①　本株式交換に係る割当ての内容等

会社名	パナソニック (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	2.5
本株式交換により交付する株式数	普通株式：9,671,070株（予定）	

(注)1.　株式の割当比率

当社株式1株に対して、パナソニック株式2.5株を割当交付します。ただし、パナソニックが保有する当社株式（平成27年2月3日現在6,787,200株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注)2.　本株式交換により交付する株式数

パナソニックは、本株式交換に際して、本株式交換によりパナソニックが当社株式（ただし、パナソニックが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得す

る時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主のみなさま（ただし、パナソニックを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代わり、その保有する当社株式の数の合計に2.5を乗じた数のパナソニック株式を交付します。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、当社が保有する自己株式および基準時までに当社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。
また、パナソニックの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してパナソニックが新たに株式を発行する予定はありません。なお、パナソニックの交付する株式数は、当社の自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

(注)3.　単元未満株式の取扱い
本株式交換に伴い、パナソニックの単元未満株式を保有することとなる株主のみなさまについては、パナソニック株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）
  パナソニックの単元未満株式を保有する株主のみなさまが、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことができる制度です。
- 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）
  パナソニックの単元未満株式を保有する株主のみなさまが、その保有する単元未満株式を買い取ることをパナソニックに対して請求することができる制度です。

(注)4.　1株に満たない端数の処理
本株式交換に伴い、パナソニック株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主のみなさまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、パナソニックが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ｉ）割当ての内容の根拠および理由

　パナソニックおよび当社は、本株式交換に用いられる上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容等」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パナソニックは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社はSMBC日

興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

パナソニックおよび当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、パナソニックおよび当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成27年2月3日に開催されたパナソニックおよび当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（ⅱ）算定に関する事項

ア．算定機関の名称および上場会社との関係

パナソニックの第三者算定機関である野村證券および当社の第三者算定機関であるSMBC日興証券はいずれも、パナソニックおよび当社からは独立した算定機関であり、パナソニックおよび当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ．算定の概要

野村證券は、パナソニックについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成27年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック株式の平成26年8月4日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成26年11月4日（パナソニックによる「平成27年3月期　第2四半期決算短信［米国基準］（連結）」公表日の翌営業日）から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成27年1月5日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成27年1月27日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、および基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成27年2月2日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成26年8月4日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成26年11月4日（パナソニックによる「平成27年3月期　第2四半期決算短信［米国基準］（連結）」公表日の翌営業日）から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成27年1月5日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成27年1月27日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、および基準日終値を基に分析してお

ります。）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

パナソニック株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	2.14～2.23
類似会社比較法	1.96～2.86
DCF法	2.38～3.81

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成27年2月2日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、SMBC日興証券は、パナソニックについては、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、平成27年2月2日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における6営業日（当社により「平成27年3月期第3四半期決算短信」が公表された平成27年1月23日の翌営業日である平成27年1月26日から算定基準日までの期間）、1ヶ月間および3ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

当社については、東京証券取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算

定を行いました。

市場株価法においては、平成27年2月2日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における6営業日（当社により「平成27年3月期第3四半期決算短信」が公表された平成27年1月23日の翌営業日である平成27年1月26日から算定基準日までの期間）、1ヶ月間および3ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社DTS、兼松エレクトロニクス株式会社、インフォコム株式会社、フューチャーアーキテクト株式会社および株式会社セゾン情報システムズを選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社が作成した平成27年3月期から平成30年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法およびマルチプル（倍率）法より算出しております。具体的には永久成長率法では永久成長率として0%を使用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして2.7倍～3.7倍を使用しております。また、割引率は6.51%～7.51%を使用しております。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対するパナソニックの普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	2.14～2.20
類似上場会社比較法	2.33～2.93
DCF法	2.40～4.32

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提として

いること、ならびにかかる算定は平成27年2月2日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。また、SMBC日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、SMBC日興証券がDCF法の採用に当たり前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておらず、また、本事業譲渡の実施を前提としておりません。

(2) パナソニックの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するパナソニックの資本金および準備金の額は、次のとおりであります。これは、パナソニックの資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

増加する資本金の額　　　金0円
増加する資本準備金の額　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額　金0円

(3) 交換対価としてパナソニックの普通株式を選択した理由

当社およびパナソニックは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるパナソニックの普通株式を選択いたしました。

パナソニックの普通株式は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換後も各市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主が本株式交換に伴う相乗効果を共有できることなどから、上記の選択は適切であると判断しております。

(4) パナソニック以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

パナソニックおよび当社は、パナソニックが、既に当社の総株主の議決権の63.70％を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(ⅰ) 第三者算定機関からの算定書

パナソニックは、第三者算定機関である野村證券を選定し、平成27年2月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3.(1)②(ⅱ)「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、当社は、第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、平成27年2月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3.(1)②(ⅱ)「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、パナソニックおよび当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

（ⅱ）独立した法律事務所からの助言

パナソニックは、リーガル・アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、長島・大野・常松法律事務所は、パナソニックおよび当社から独立しており、パナソニックおよび当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、弁護士法人大江橋法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、弁護士法人大江橋法律事務所は、パナソニックおよび当社から独立しており、パナソニックおよび当社との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

パナソニックが、既に当社の総株主の議決権の63.70％を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

（ⅰ）利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、平成26年12月18日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主であるパナソニックとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である三浦州夫氏（弁護士、河本・三浦法律事務所）、山下直紀氏（公認会計士、山下公認会計士・税理士事務所）、および当社の社外監査役・独立役員である岩橋誠氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換の目的が合理的か、(b) 本株式交換における交換条件の妥当性は確保されているか、(c) 本株式交換において公正な手続きを通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされているか、(d) これらの点を踏まえ、当社において本株式交換を行うことについての決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成26年12月18日から平成27年2月3日までに、会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、ならびに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および決定過程についての説明を受けており、また、SMBC日興証券から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、当社のリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株

式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって特段不利益なものであると考えるべき事情は認められない旨の答申書を、平成27年2月3日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

（ⅱ）利害関係を有する取締役および監査役を除く取締役および監査役全員の承認

当社の取締役のうち、社外取締役である中川隆広氏はパナソニックの従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本株式交換に係る審議および決議には参加しておらず、当社の立場で本株式交換の協議および交渉に参加しておりません。

また、当社の監査役のうち、社外監査役である古澤英治氏は、パナソニックの従業員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本株式交換に係る審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役9名のうち、上記中川隆広氏を除く8名の全員一致により承認可決されており、かつ、当社の監査役3名のうち、上記古澤英治氏を除く監査役2名が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4.　交換対価について参考となるべき事項

(1) パナソニックの定款の定め

パナソニックの定款は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(http://is-c.panasonic.co.jp/）において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

パナソニックの普通株式は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

パナソニックの普通株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎなどを行っております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（平成27年2月3日）の前営業日を基準として、1ヶ月間および3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるパナソニックの普通株式の終値の平均は、それぞれ1,360円および1,432円であります。

また、パナソニックの普通株式の最新の市場価格などにつきましては、東京証券取引所のウェブサイト（http://www.jpx.co.jp/）などでご覧いただけます。

(4) パナソニックの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

パナソニックはいずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) パナソニックの最終事業年度に係る計算書類等の内容

パナソニックの最終事業年度（平成27年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（http://is-c.panasonic.co.jp/）において掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

該当事項はありません。

② パナソニック

該当事項はありません。

第2号議案　取締役7名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、黒野尚、古田英範はこれを機に退任いたします。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・重要な兼職の状況・当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	前川一博（まえがわ かずひろ） （昭和30年8月23日）	昭和53年4月　松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成17年10月　同社エイジフリー事業推進部長 同　松下電工エイジフリー・ケアサービス株式会社（現 パナソニック エイジフリーサービス株式会社）代表取締役 同　松下電工エイジフリー・ライフテック株式会社（現 パナソニック エイジフリーライフテック株式会社）代表取締役 同　松下電工エイジフリーショップス株式会社（現 パナソニック エイジフリーショップス株式会社）代表取締役 同　松下電工エイジフリーサービス株式会社（現 パナソニック エイジフリーサービス株式会社）代表取締役 平成20年4月　当社顧問 平成20年6月　当社取締役副社長 当社全社営業担当 当社経営企画担当 平成21年4月　当社営業・人事担当 平成22年4月　当社代表取締役社長（現） 平成26年6月　一般社団法人情報サービス産業協会理事（現）	4,500株
2	岡島万樹（おかじま まき） （昭和34年3月1日）	昭和57年4月　松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成17年4月　同社コーポレート情報システム社 IT基盤センター 所長 平成19年10月　同社コーポレート情報システム社 マーケティング・ロジスティクスソリューションビジネスユニット長 平成22年4月　同社コーポレート情報システム社 グローバル本部長 平成24年5月　当社顧問 平成24年6月　当社代表取締役副社長（現） 当社経営企画担当（現）	700株

候補者 番　号	氏　　　名 （生 年 月 日）	略歴・重要な兼職の状況・ 当社における地位および担当	所 有 す る 当社株式の数
3	ひさ　の　あきら 久 野 晃 （昭和30年7月6日）	昭和49年3月　松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成16年6月　当社eオフィス・ソリューション事業部長 平成18年6月　当社流通ソリューション事業部長 平成19年4月　当社執行役員 当社流通ビジネス本部長 平成20年6月　当社取締役 当社全社開発担当 平成21年4月　当社開発担当（現） 平成22年4月　当社常務取締役 当社海外事業推進担当（現） 当社ソリューションビジネス本部長 平成24年1月　当社ESサポート本部長 平成26年6月　当社専務取締役（現） 当社品質担当（現）	5,000株
4	よし　かわ　たつ　お 吉 川 達 夫 （昭和29年7月28日）	昭和53年4月　松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成13年12月　山梨松下電工株式会社（現 パナソニック デバイス山梨株式会社）取締役 同社総務部長 平成15年2月　松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）電子材料分社 経営管理部長 平成23年5月　当社顧問 平成23年6月　当社取締役（現） 当社経理・法務・総務・CSRM・内部統制・倫理担当（現） 当社経理部長 平成25年4月　当社経理部長	3,900株

候補者 番　号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴・重要な兼職の状況・ 当社における地位および担当	所 有 す る 当社株式の数
5	おお　にし　　はじめ 大　西　　元 （昭和34年4月4日）	昭和57年4月　松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成15年12月　当社B2Bソリューション事業部長 平成19年4月　当社EAI・CRMソリューション事業部長 平成19年12月　当社東日本営業部長 平成20年4月　当社執行役員 当社東京支社担当 当社ソリューション営業本部長 平成21年4月　当社営業本部長 平成22年4月　当社エンジニアリング担当 当社開発営業部長 平成25年4月　当社ソリューションビジネス本部 副本部長（システムソリューション担当） 当社サービスビジネス本部 副本部長（IDCソリューション担当） 平成26年4月　当社ソリューションビジネス本部長（現） 平成26年6月　当社取締役（現） 平成27年4月　当社エンタープライズ事業担当（現）	3,500株
6	まえ　だ　　たかし 前　田　　孝 （昭和35年2月1日）	昭和57年4月　松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成16年6月　当社ネットワーク事業部長 平成19年4月　当社ネットワークソリューション事業部長 平成21年4月　当社執行役員 当社IDCビジネス本部長 当社IDCソリューション事業部長 平成22年4月　当社サービスビジネス本部 副本部長（IDC担当） 平成25年4月　当社サービスビジネス本部 副本部長（IDCサービス担当） 当社IDCサービス事業部長 平成26年6月　当社取締役（現） 当社サービスビジネス本部長（現）	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・重要な兼職の状況・当社における地位および担当	所有する当社株式の数
7	なか がわ たか ひろ 中川隆広 （昭和38年5月25日）	昭和61年4月 松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）入社 平成22年4月 同社IS企画部長 平成22年6月 当社取締役（現） 平成24年1月 パナソニック株式会社エコソリューションズ社SCMセンターIS企画グループ グループマネージャー 平成26年9月 パナソニック株式会社 情報企画グループ グループマネージャー 平成27年4月 同社情報企画部 部長（現）	―株

（注）1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 岡島万樹、吉川達夫、中川隆広の各氏の「略歴・重要な兼職の状況・当社における地位および担当」の欄には、当社の親会社であるパナソニック株式会社およびその子会社における現在および過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。

3. 中川隆広氏は社外取締役候補者であります。

4. 中川隆広氏は、パナソニック株式会社の情報システム部門における長年の経験に基づいた当社の経営の監督に必要なキャリア・資質と高い見識を備えているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

5. 中川隆広氏は、現に当社の特定関係事業者であるパナソニック株式会社の業務執行者であり、また、過去5年間に同社の業務執行者となったことがあります。

6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について
当社と社外取締役である中川隆広氏との間では、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

以　上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2)議決権の行使期限は、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
(3)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4.　システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

①画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

②次のアプリケーションをインストールしていること。

a.ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

b.PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5.　パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会会場ご案内略図

会場　大阪市北区茶屋町19番19号
　　　ホテル阪急インターナショナル　６Ｆ瑞鳥
　　　電話番号　06-6377-2100

交通　阪急電鉄「梅田駅」（茶屋町口）から徒歩約６分
　　　JR「大阪駅」（御堂筋口）から徒歩約15分
　　　地下鉄御堂筋線「中津駅」（４号出口）から徒歩約４分